

第28回 志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部会議事項書

日時：令和4年8月5日（金）17：00～

場所：庁議室

1. 本部長挨拶
2. 三重県BA.5対策強化宣言の発出について
3. 市内における感染者の発生状況について
4. 今後の感染防止対策について
5. その他

《三重県 B A. 5 対策強化宣言》

期間：令和 4 年 8 月 5 日（金）～ 8 月 2 1 日（日）
対象区域：県内全域

新型コロナウイルス感染症についてはオミクロン株 B A. 5 により、感染者数が急激に増加しています。これにより入院を必要とされる方も増加し、8 月 4 日には病床使用率が 50% を超え、救急医療にも影響が出始めるなど医療提供体制への負荷が大きくなっています。

医療提供体制のひっ迫を防ぎながら、社会経済活動の維持に取り組んでいくためには、様々な活動を大きく制限するのではなく、重症化のリスクのある方への感染を防止するための対策が必要です。

県としても対策に取り組んでまいりますので、高齢者等、重症化リスクの高い方ご本人が日々の生活の中で、感染防止対策を徹底いただくとともに、同居家族を含め周囲の皆様も高齢者等にうつさないための対策の徹底をお願いいたします。

また、感染拡大を抑えるためには、高齢者等や同居家族の方のみならず若い世代も含め全ての世代で対策に取り組むことが重要です。引き続き、県民の皆様、事業者の皆様に適切な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

令和 4 年 8 月 5 日
三重県知事 一見勝之

1. 県民の皆様へ

（1）基本的な感染防止対策の再徹底【特措法¹第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- マスク着用、手指消毒など場面に応じた適切な感染防止対策
- 換気の徹底（エアコン使用時も適宜換気を行うなど）
- 家庭内も含め高齢者等と会う際はマスク着用などの対策

（2）ワクチン接種機会の活用

- 若年層を含む未接種の方の 3 回目までの接種、高齢者等の 4 回目接種について接種機会の積極的な活用
- 特に高齢者等と同居している方、帰省等で高齢者等と会う予定がある方は早期のワクチン接種を検討

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(3) 検査の活用

- 以下の場合に検査を活用
(無症状の方を対象とした県の無料検査事業も活用)
 - ・帰省等で普段会わない高齢者等と会う場合
 - ・高齢者施設の利用者について、お盆等に家族と会う場合等
 - ・旅行やイベント、大人数での会食等を行う場合

(4) 感染リスクの高い行動への対策【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- 高齢者や基礎疾患をお持ちの方やその同居家族については、「三つの密」に当てはまる場所を避けるなど感染リスクに注意して行動。併せて、若い世代も含めすべての世代においても同様に注意し行動。

(5) 会食時の対策

- 「マスク会食」「黙食」の徹底【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】
- 換気等の対策が徹底されている「あんしん みえリア」認証店を利用

(6) 医療機関の適切な受診【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- 検査・診断目的での救急外来や救急車の利用は控え、真に必要な場合(※)にのみ利用
 - ※高熱が続く、水分が摂れない、ひどく息苦しい、呼吸困難、意識障害など
- 症状が軽く重症化リスクが低い方は、診療・検査医療機関を受診する代わりに、県が配布する抗原定性検査キットを活用し、陽性を報告(8月10日から運用開始)

2 事業者の皆様へ

(1) 人が集まる場所における感染防止対策の徹底

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- 効果的な換気の徹底
- 従業員への検査の勧奨
- 手指消毒設備の設置
- 入場者の整理や誘導
- 発熱者等の入場禁止
- 入場者のマスクの着用等の周知

(2) 感染症に対応した事業継続の取組

- 在宅勤務(テレワーク)等を推進
- 体調不良の従業員の早期帰宅や受診勧奨、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくり
- 療養者の増加により事業活動が低下しないよう、事業継続計画等を活用した対応

(3) 高齢者施設、学校・保育所等における対策

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 従事者の基本的な感染防止対策を改めて徹底
- 対象施設において社会的検査を積極的に活用
- 高齢者施設での面会時の事前検査やオンラインでの面会実施

(4) 飲食店における対策

- 飲食時以外のマスク着用や手指消毒の積極的な呼びかけ
- 十分な換気や座席の間隔の確保又はパーティションの設置等
- 換気等の対策の状況を利用者に伝えるための表示

(5) イベントにおける対策

- 大規模なイベントにおいては、十分な人と人との間隔を確保するための対策
- 必要に応じて参加者への事前検査等の勧奨
- 感染防止安全計画又はチェックリストを作成し対策を徹底

その他、基本的な感染防止対策については「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 1.6」もご確認ください。

3 県の取組

県民の皆様の命を守るため、「みえコロナガード」に基づき実施する主な対策は次のとおりです。

(1) 幅広い検査の実施

- ・近鉄四日市駅、宇治山田駅における臨時検査拠点の設置
(8月5日から8月18日まで)
- ・高齢者施設、障害福祉施設、小学校、保育所等の従事者に対する社会的検査(9月末まで)
- ・感染の不安がある方等への無料検査(感染拡大傾向時の一般検査事業)(8月末まで)
- ・診療・検査医療機関を受診する代わりに有症状者への抗原定性検査キットの配布、陽性者の登録等を行う体制を整備
(8月10日から運用開始)

(2) ワクチン接種機会の提供

- ・県営集団接種会場の追加日程を検討
- ・武田社ワクチン(ノババックス)接種の日程を追加
(8月18日～9月22日までの毎週木曜日)

(3) 医療提供体制の確保

- ・緊急的な病床確保
(即応病床数 558床 うち重症者用病床 52床)
- ・臨時応急処置施設(津市・プラザ洞津)の開設(8月4日)
- ・後方支援病院48病院、介護老人保健施設49施設において新型コロナウイルス感染症の回復患者の受入体制を確保
- ・宿泊療養施設(4施設496室)の運用

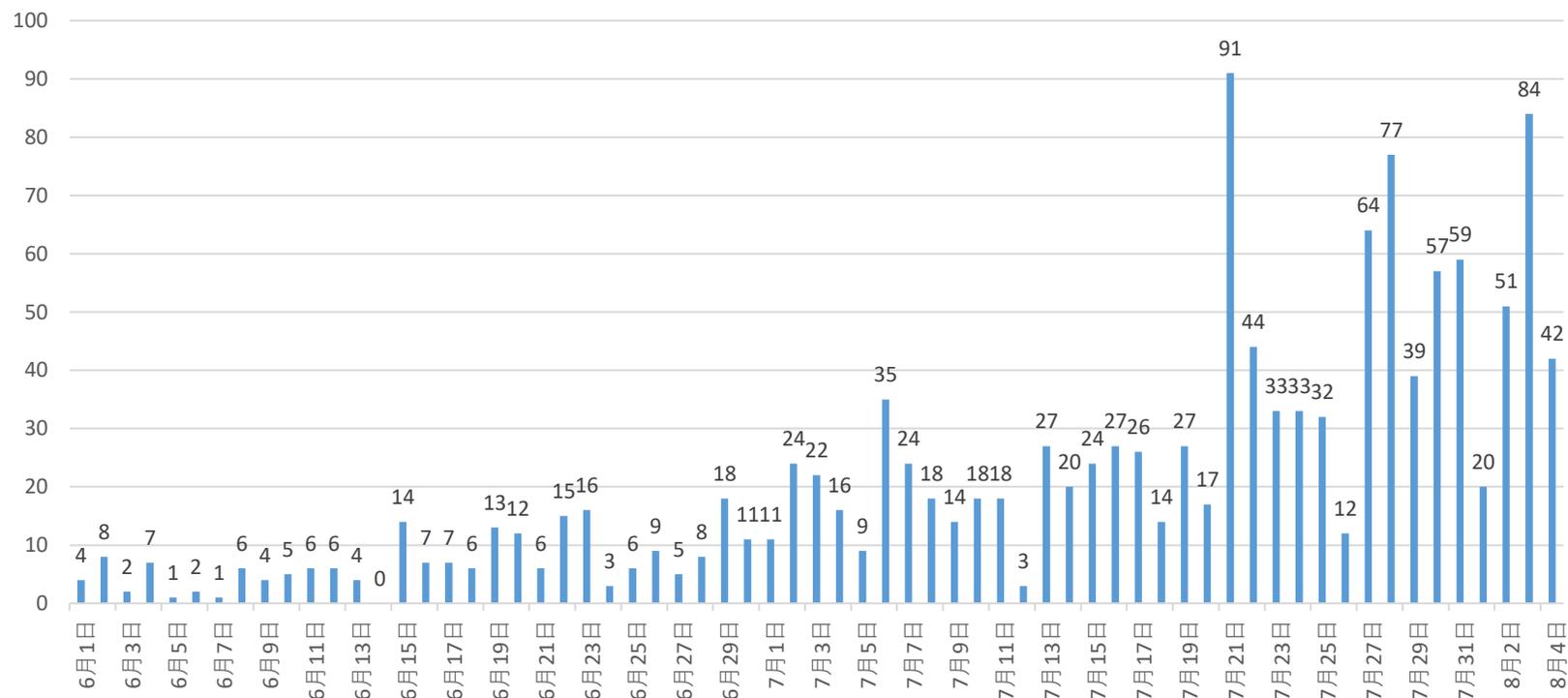
(4) 高齢者施設等での感染拡大防止・医療支援の強化

- ・高齢者施設等において陽性者が発生した場合の専用相談窓口
(6月13日～)
- ・陽性者発生施設へ派遣する感染制御チームの体制強化
(支援可能な専門家34名登録、最大3チームを同時派遣)
(7月13日～)
- ・医療を必要とする施設内療養者への医療提供体制を構築
(7月14日～)
- ・定員が多く大規模感染につながる懸念される高齢者施設に対し、重点的に検査を強く推奨
83施設を訪問、299施設に電話・文書による依頼
(8月5日までに実施)

(5) 保健所への応援

- ・応援職員リスト(約350名)による保健所への迅速な応援を継続
- ・外部人材を活用(8月4日時点:54名 更に増員予定)

市内感染者数（6/1～8/4）



* 県外事例除く

6月計	212人
7月計	935人
8月（1～4日）計	197人

市内感染者数（年代別・週間）

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	計	県合計
6/26~7/2	6	7	12	10	13	10	2	10	11	4	1	86	1,460
7/3~7/9	18	20	11	13	16	19	13	8	12	8	0	138	3,071
7/10~7/16	23	12	14	15	17	13	19	7	12	5	0	137	6,132
7/17~7/23	41	46	16	39	38	27	21	10	10	4	0	252	10,140
7/24~7/30	45	58	40	29	55	27	23	20	13	4	0	314	17,436
7/31~8/4	20	34	29	28	40	39	33	22	7	4	0	256	12,798
計	153	177	122	134	179	135	111	77	65	29	1	1,183	51,037
割合	12.9%	15.0%	10.3%	11.3%	15.1%	11.4%	9.4%	6.5%	5.5%	2.5%	0.1%		

* 県外事例除く

